

事業推進計画書

山梨県技能振興コーナー

I 事業の推進方針

若者のものづくり離れ、技能離れがみられる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業基盤となる高度な技能を有する技能者の育成が課題となっており、このため、本事業の委託を受け県下にて効果的な事業推進を図ることにより、人材育成、技能尊重気運の醸成を図るものとします。

II 事業推進の内容

1. 地域における技能振興事業	
(1) 技能五輪全国大会予選の実施等	
① 技能五輪全国大会予選の実施	県内の団体や教育関連機関に対して各種会議やホームページ等を利用した予選会への参加に向けた働きかけを行い、参加者の増加などによる活性化、技能尊重気運の醸成等を図るため実施します。 技能検定と別の予選会としては、日本料理職種について参加者を募る予定です。
② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	中小企業や教育関連機関に所属する参加選手と指導者に対し、本事業の規定の範囲内で参加費用等の援助を行うことで、より多くの企業等の参加を促進します。 (対象競技大会) ・技能五輪全国大会 ・ものづくり競技大会

<p>(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p>	<p>県民に対し技能の重要性・必要性への理解促進、高度な技能を持つ者の活用促進、技能伝承を促進させるため、以下の項目を実施します。</p> <p>① ものづくりマイスター等、ITマスター及びこれ以外の熟練技能者の活用</p> <p>(ア) ものづくりイベントの開催</p> <p>県民の日開催の技能まつりに於いて、子供たちにもものづくりの楽しさや素晴らしさを体験してもらうための「ものづくり体験イベント」を11月に2日間開催します。</p> <p>(イ) 熟練技能者の派遣</p> <p>電気溶接職種やIT関連職種等で工業系高校や企業等の要請に基づいて熟練技能者の派遣を実施します。</p> <p>(ウ) 熟練技能者による学校等でのものづくり体験教室の実施</p> <p>マイスター職種以外の技能五輪職種等職種において、小中学校等の要請に基づいて「ものづくり体験教室」を行ないます。</p> <p>目的としては、ものづくりの楽しさや素晴らしさを児童・生徒に体験してもらい、将来のものづくりの人材確保に繋げるためです。</p> <p>② 技能競技大会展の実施</p> <p>中央技能振興センターや開催地の技能振興コーナーと協力して取り組みます。</p> <p>③ 技能士展の実施</p> <p>山梨県内の技能士会との連携を図り、中央技能振興センターや開催地の技能振興コーナーと協力して取り組みます。</p> <p>④ 技能五輪全国大会を活用した技能の理解促進(見学ツアー等)</p> <p>実施要領上の対象県ではない為実施しません。</p> <p>⑤ 「地域発! いいもの」応援事業の実施</p> <p>当該事業の内容をホームページ等で周知するとともに、マイスター制度を活用している会社等に訪問した際に資料の配布や事業説明を行い、周知を図ります。</p>
---------------------------------------	--

	<p>⑥ グッドスキルマーク事業の実施 当該事業の内容をホームページ等で周知するとともに、マイスター制度を活用している会社等に訪問した際に資料の配布や事業説明を行い、周知を図ります。</p> <p>⑦ 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p>
3. ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務	
<p>(1) ものづくりマイスター等の認定要件・分野</p> <p>(2) ものづくりマイスター等の開拓</p> <p>(3) ものづくりマイスター等への説明</p> <p>(4) 申請書類の取りまとめ</p>	<p>電気・電子関係及び機械加工関連職種など、実技指導や目指せマイスタープロジェクト等でニーズの高い職種を中心に人材の開拓に取り組みます。特に、テックマスターの人材発掘には注力します。</p> <p>具体的な対応は、企業訪問や広報活動、各種団体等への働きかけ等を行いながら、効果的に推進いたします。</p> <p>申請書類の取りまとめについては、ものづくりマイスター及びITマスター等の申請を行うものに対して必要な説明や円滑な事務処理の実施を支援します。</p>
<p>(5) ものづくりマイスターに対する研修</p>	<p>指導技法等講習の受講必須者に対しては、中央技能振興センターで主催した研修会を受講したコーナー職員等により、本事業の規定する項目等に関する講習会を行います。</p>
4. ものづくりマイスター等の活用に係る業務	
<p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p>	<p>企業・学校等に対し、技能検定課題等を活用した若年者に対する人材育成に係る取り組み方法等の相談を受け、その要請に基づいてものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行います。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p>	<p>本事業の規定に基づき、企業・業界団体や工業高等学校等からものづくりマイスターの派遣依頼を受けた場合は、ものづくりマイスター等を派遣し実技指導を行います。なお、企業等の若年者に対する指導の更なる拡大を図るべく広報活動等も行います。</p>

(3) 「目指せマイスター」プロジェクト	
① 「ものづくりの魅力」発信	小中学校の児童・生徒に対しては、「講座」と「体験教室」を組み合わせ効果的な魅力の発信を行います。また、教師及び保護者に対しても、その児童・生徒を支援しやすいよう当該講座や体験の説明をするとともに受講の働きかけも行います。更に、必要に応じて事業所見学等も実施します。
② 「ITの魅力」発信	上記①と同様に IT の魅力の発信を行います。 児童・生徒に魅力を感じてもらうためには、子供たちの興味を引き付けることが大切です。 そのため「ロボットプログラミング教室」の開催に取り組みます。(今年度はペッパーを使用)
5. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
(1) 連携会議の設置 業界団体及び行政機関との連携会議を行い、意見の聴取を行うとともに密接な連携・協力体制を維持、発展させ事業の効果的推進を図ります。	
(2) 連携会議の開催回数 2回/年で以下の内容にて開催します。 ・6月：厚生労働省との契約に基づいた推進計画の説明等を行い、より効果的な事業推進に係るアドバイスをいただきます。 ・12月：事業実施状況等を報告し、委員からの意見等に基づき事業の更なるブラッシュアップを図ります。	